

第11回「働く人々の健康を守るシンポジウム」を開催します

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するため、働き方改革関連法が平成30年7月6日に公布され、労働基準法をはじめとする8つの労働関係法が改正されました。また法律の改正に合わせて、新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が同年7月24日に閣議決定されるなど、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となっております。

我が国において、長期的にみても、少子高齢化・人口減少が進み、人手不足が継続することが見込まれる中、過労死等の防止に向けた長時間労働の削減を円滑に進めるためには、技術革新による省力化や業務の進め方の見直しによる生産性向上を図りつつ、働きやすい職場づくりを通じて多様な人々の労働参加を促していく必要があります。

このたびの法改正では、事業主に勤務間インターバルが努力義務化されました。勤務間インターバルは、労働者が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることが可能とする制度であり、上述の大綱においても2020年までに導入企業の割合を10%以上とする目標を掲げているところであります。

そこで、産業医をはじめ衛生管理者、労務管理担当者等が、長時間労働対策として勤務間インターバルがもたらす効果や課題について理解を深め、また睡眠の重要性について再認識していただくことを目的として、松本産業保健連絡協議会の主催により、標記のシンポジウムを下記のとおり開催することとしました。

つきましては、労働者の健康管理に携わる関係者等で、参加を希望される方は、裏面FAXにより、松本労働基準協会あて、10月17日（水）までに申込みください。

記

- 1 開催日時 平成30年10月27日（土） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 会場 松本安全衛生センター 3階講堂（松本市大字神林7107-55）
- 3 内容

テーマ 「働く人々の健康確保～長時間労働と睡眠不足による健康障害について考える～」

- (1) 基調講演 「過重労働対策としての勤務間インターバル制度の可能性と課題－睡眠確保の重要性－」

講師 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

産業ストレス研究グループ 久保 智英 氏

- (2) パネルディスカッション

パネリスト 株式会社成進社印刷 代表取締役社長 北原 修 氏

パネリスト 社会保険労務士法人アンカー 代表社員 山本 亨 氏

- 4 費用 無料
- 5 主催 松本産業保健連絡協議会（松本市医師会、塩筑医師会、松本労働基準監督署、経営者協会中
信支部、松本労働基準協会）

ご質問・ご意見欄（長時間労働と睡眠不足による健康障害についてご質問等ございましたらご記入願います。）

TEL 0263-40-3600